※10月26日発行の保健だよりに記載した「日本スポーツ振興センター災害共済給付の請求について」と同様の内容です。センターより、詳細が記載された周知用説明文が届きましたのでお知らせいたします。

# 災害共済給付システムリニューアルに伴う重要なお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、日本スポーツ振興センター（JSC）の「災害共済給付システム」が、令和９年（2027年）1月から新しくなります。

システムリニューアルに伴い、災害共済給付金の申請手続きが一時的に停止となります。つきましては、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

## ■お手元の書類（医療等の状況等）の提出について

学校の管理下のけが等で医療機関を受診し、まだ学校へ提出していない書類がある場合は、下記の期限までにご提出をお願いいたします。

**東白石中学校への提出期限：令和８年11月20日（金）まで**

※期限以降に提出された場合は、新システム稼働後（令和９年１月以降）のお手続きとなりますのでご了承ください。



## ■令和９年１月以降の申請方法について



令和９年１月からは、新システムでの申請手続きに移行します。

新システムでは、保護者の方に、スマートフォンやタブレットなどで「医療等の状況」等を撮影し、アップロードして書類をご提出いただく機能を設けています。

システム操作方法については、実際にご請求いただく際にご案内します。

## ■請求期限（時効）に関して

災害共済給付の請求には期限（時効）があり、同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月 10日の翌日（11 日）から起算して 2 年の間に請求を行わないときは時効となり、給付を受けることができなくなります。

ただし、今回のシステムリニューアルに伴う請求停止期間中に時効を迎える請求については、JSC において必要な対応を行い、給付を受ける権利が失われないようにいたしますので、ご安心ください。

令和８年１２月より保護者の方向けのご案内チラシ・動画が公開されますので、ぜひご覧ください！

